

令和 2 年度

第 1 回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 令和 3 年 1 月 25 日（月）

午後 2 時 5 分から

場所 大槌町役場 3 階 大会議室

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

令和2年度第1回大槌町都市計画審議会

日時：令和3年1月25日（月） 午後2時から

場所：大槌町役場3階 大会議室

一 次 第 一

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 会長の選挙

4. 会長あいさつ

5. 会長職務代理者の選出

6. 付議

7. 議事

議案第1号 大槌町都市計画マスタープランの改訂について

議案第2号 大槌町都市計画下水道の変更について

8. その他

9. 閉会

出席者

委員

会長	社団法人岩手県建築士事務所協会監事（元釜石支部長）	岩間 正行
会長職務代理者	大槌商工会長	菊池 良一
委員	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター長	青山 潤
	大槌町議会議員	佐々木慶一
	大槌町議会議員	菊池 忠彦
	岩手県沿岸広域振興局土木部長	高橋 正博

事務局

大槌町長	平野 公三
技監兼環境整備課長	那須 智
復興推進課長	中野 智洋
上下水道課長	田中 寛之
復興推進課事業推進班長	三浦 徹也
復興推進課事業推進班 主査	小笠原佑樹
復興推進課事業推進班 主事	小国 琢
上下水道課工務班長	中村 晃一
上下水道課工務班 主査	高橋 真二

会議録

(午後2時5分 開始)

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

皆様、お疲れ様でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。これより令和2年度第1回大槌町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、大槌町復興推進課の三浦と申します。よろしくお願いたします。

審議会に先立ちまして出席の皆さまにお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出席の皆様におかれましては、マスクを着用のうえご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

次に皆様にお配りしている資料の確認をさせていただきます。まずは議案書、A4縦ホチキス止めのもので1部。次に第1号議案の大槌町マスタープランの改訂についての説明資料、A4横ホチキス止めのもので1部。その次にありますのが第1号議案のマスタープランの改訂版の素案、A4縦ホチキス止めが1部。最後に議案第2号の大槌町都市計画下水道の変更についての説明資料、A4横ホチキス止めの1部になります。

不足している方はいらっしゃらないでしょうか。よろしいですね。

それからもう一つ確認がございます。今回の都市計画審議会は、皆さまから委員委嘱の同意をいただいた後の最初の審議会ですので、委嘱状を交付しております。委嘱状については、時間の都合上、皆さまのお手元にお配りいたしておりますのでご確認をお願いいたします。任期については、大槌町都市計画審議会条例第2条第2項の規定に基づき2年となっております。

委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員定数9名のうち5名の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大槌町長平野公三よりご挨拶申し上げます。

■事務局（平野町長）

皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でございます。

話はそれですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で様々な報道がされております。国の状況を見ますと、医療関係者が2月に、3月末には各市町村の65歳以上の方々がワクチンを投与するという形になりますけれども、報道等を見ますと打つことに対する抵抗等が様々あるようです。

町といたしましては、積極的にワクチンを打っていただくということが必要だろうと思いますけれども、どういう形で進めるかということには大変大きな課題もございます。

会場、お医者さんを含めて医療関係者、また打った後に 30 分程度状況を見るということもございますから、部屋の確保等も考えながらということになります。これからコロナ渦という中で様々なことが制約されておりますけれども、ワクチン投与を終えて町全体の運営含めて様々変わってくるのだらうなあと思っているところもありますので、是非ご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

本日はお忙しい中、大槌町都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、都市計画審議会の委員の改選にあたり、皆様には委員の承諾をいただきましたことに対しまして御礼申し上げます。

これから、当町の都市計画行政に関するご助言をいただきたいと考えておりますので、2年間の任期ではありますが、よろしく願いいたします。

さて、来たる 3 月 11 日には東日本大震災津波発生から 10 年の節目を迎えることとなります。当町の復興事業においては、「大槌町東日本大震災津波復興計画」に基づいた事業実施のもと、ハード整備のほとんどがまもなく完了する状況にあります。

復興計画の後継となる「第 9 次大槌町総合計画」は、来年度で 3 年目となり、現在の当町にとって喫緊の課題である人口減少や少子高齢化をはじめとした様々な課題の解決に向け、現状をしっかりと把握し、各分野において適切な対応を行うべく施策を実施しなければならないと強く思っているところであります。

都市計画行政においても、復興事業と併せて実施してきたコンパクトなまちづくりを継承し、持続可能で魅力あるまちを目指していきたいと考えております。

本日は、令和 2 年度第 1 回となる都市計画審議会であり、大槌町都市計画マスタープランの改訂についてと、大槌都市計画下水道の変更について、ご審議をお願いするものであります。

どちらの議案も、復興事業の進捗及び現状に合わせた変更・修正を目的とするものであります。

委員の皆様には、本日のご審議にあたっての忌憚のないご意見とともに、改めて今後の都市計画行政へのご協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

それでは、次第 3 「会長の選挙」に移ります。

会長の選挙については、大槌町都市計画審議会条例第 4 条で「審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこ

れを定める」と定めておりました、学識経験者の岩間委員、菊池委員、佐々木委員、青山委員の4名のうちから会長を選挙で決めることとなります。

会長の選挙にあたり、進行は引き続き事務局が務めたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、進行は引き続き私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長の選挙につきましては、「委員が選挙する」と定めておりますが、ご意見、ご提案はございますか。

■菊池委員

大槌商工会長の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、事務局から選挙という話がありましたが、選挙でなくてもいいのではないのでしょうか。

これまで都市計画審議会の会長を務めてこられましたし、豊かな経験と優れた見地をお持ちでいらっしゃいます、岩間委員を推薦させていただきたいと思えます。

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

ありがとうございます。ただいま、菊池委員から選挙ではなく推薦ということで、岩間委員を会長にとのご意見がございましたが、皆さまいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということですので、会長を岩間委員にお願いすることに決定いたします。岩間委員、よろしくお願いいたします。

それでは、岩間委員は会長席のほうへ移動をお願いいたします。

(岩間委員が会長席へ移動)

ただいま、会長に就任いただきました岩間委員からご挨拶をいただきますとともに会の進行をお願いしたいと思います。

岩間会長、よろしくお願いいたします。

■岩間会長

改めまして本年もよろしくお願ひいたします。

会長ということで、昨年に続きましてよろしくお願ひいたします。

この審議会、大変重要な課題をたくさん抱えていると思いますけれども、皆さんのご指導とご協力をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

次第5「会長職務代理者選出」に移りたいと思います。

大槌町都市計画審議会条例第4条第3項に「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と定められています。会長の職務代理者は、会長があらかじめ指名するとなっておりますので、前回は職務代理者を務めていただきました菊池委員を引き続き指名させていただきたいと思います。

菊池委員、よろしいでしょうか。

■菊池委員

はい、わかりました。

■岩間会長

ありがとうございます。快く了承していただきましたので、菊池委員を会長の職務代理者に決定します。菊池委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次第6の付議に移ります。事務局の説明をお願ひいたします。

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

本日の審議会の付議案件について、平野町長から岩間会長に付議書を読み上げて付議いたします。平野町長、よろしくお願ひいたします。

■事務局（平野町長）

大槌町都市計画審議会会長様。大槌町長 平野 公三。

大槌町都市計画マスタープランの改訂および大槌町都市計画下水道の変更について。

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定により、貴審議会に付議します。

なお、同法第17条第2項に基づく意見書は提出されませんでした。

どうぞよろしくお願ひいたします（会長へ付議書を手渡す）。

■岩間会長

ただいま付議書をいただきましたので、早速ではございますが、次第7の「議事」に移りたいと思います。

議案第1号大槌町都市計画マスタープランの改訂について、事務局の説明をお願いいたします。

■事務局（復興推進課事業推進班 小笠原主査）

大槌町復興推進課の小笠原と申します。

議案第1号について、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号大槌町都市計画マスタープランの改訂について、ご説明いたします。

皆様のお手元の方には、こちらに映しておりますパワーポイントと同じものを印刷した紙の資料をお配りしております。それと合わせて、改訂版のマスタープランの冊子もお配りしておりますので、特に変更修正がございます部分について、パワーポイント及び紙の資料をもってご説明させていただき、素案のページ番号等についてもご紹介させていただきますと考えております。

まずは、改訂の経緯についてご説明させていただきます。

現行の大槌町の都市計画に関する基本的な方針、こちらが大槌町都市計画マスタープランとなっておりますが、平成26年8月に策定をしたものでございます。

こちらは、東日本大震災からの復興の取組を明示する役割を担っており、一般的なマスタープランとは多少異なる性格を持ったものとなっております。そのため、計画年次を平成45年、2033年としながらも、復興事業の進捗に合わせた中間の見直しを当初から想定しておりました。これにより今回改訂を行うものとしております。

続いて、改訂のスケジュールについて、これまでの経過も含めてご説明いたします。

まず令和2年6月ですが、第1回の改訂検討委員会を開催しておりますが、こちらは、役場庁舎内の組織による検討委員会で、改訂案について検討をしております。

改訂検討委員会とともに、7月31日には役場内の庁議、課長級の会議の場においても意見の聴取を行いながら改訂案について詰めてきております。

また、9月15日は岩手県の都市計画課との協議を行っております。こちらの際に改訂案を提出し、岩手県からの意見を求めた次第であります。こちらについては、10月9日に岩手県知事の文書にて回答をいただきまして、異存なしの回答をいただいております。

続いて、10月30日に大槌町議会の常任委員会に、改訂案をお諮りいたしまして説明と意見聴取を行っております。こちらの方では、改訂案に係る変更等の意見はいただいております。

続いて、12月7日から12月28日の期間におきましてパブリックコメントを実施いたしました。これにより住民意見の聴取を行いましたが、縦覧の意見用紙の持ち帰り等はありませんでしたが、変更意見等の提出はありませんでした。

本日、大槌町都市計画審議会にお諮りいたしまして、予定といたしましては2月下旬の議会全員協議会への報告、3月上旬の議会定例会への報告という形をとりたいと考えて

ております。

改訂にかかりまして、基本的な考え方についてご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、現行の計画では目標年次を平成 45 年、2033 年としておりました。復興事業の終了に合わせた中間見直しを行うことを明記した計画としております。

これによりまして今回の改訂ですが、主に復興事業に係る整備が完了した取り組みに関する内容を削除、また当初の想定と大きく異なる内容について修正を行います。また、計画策定後に発生した社会状況等の変化に対応した修正を行いたいと思っております。

ここからは、素案のページ数も紹介しながらご説明したいと思います。

都市計画マスタープラン素案の 2 ページから 3 ページについてですが、こちらには都市計画マスタープラン基本的な事項ということでまとめております。こちらについては、計画の大枠としては現計画をそのまま継承するものとしておりますので、時点修正のみの変更となっております。

6 ページにまいりまして、6 ページ 2-1、こちらについては大槌町の現況について記載しております。こちらも計画策定の背景となっているものですので、大きく変更はありませんけども、町民の意識調査等の新たなデータが出ておりますので、そちらの方は掲載を追加しております。

8 ページ 2-2 になります。こちらにはまちづくりの課題について掲載しております。

こちらでは復興事業の実施を念頭に置いております現行の内容から、今後の持続可能なまちづくりを見据えた課題へシフトしております。後の 4-2 の方に出てきます将来都市構造という項目がございますが、こちらに掲載している主要な取り組みと資料の図のようにリンクするような課題の構成としております。

続いて 10 ページにまいります。まちづくりの目標です。こちらについては、新たな大槌町総合計画が策定されておまして、そちらの基本理念「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち大槌」に目標の差し替えを行っております。

12 ページでございます。4 の将来都市構造では、現行の計画では主要な取り組みを先に掲載しまして、その次の項目で将来都市構造を掲載しておりました。こちらは復興事業の内容を示す役割があったものですから、現計画ではこのような取り組みを実施して新しいまちを作っていきます、という流れの構成をとっておりました。今回の改訂では、この将来都市構造と主要な取組の掲載順序を逆にする形をとりまして、先に将来都市構造、目標像を示して、この目標に向け今後はこのような取組を実施していくという構成の意味合いで、次に主要な取組を記載する形をとっております。

続いて 18 ページです。5-1 土地利用の方針では、土地利用の大枠については現行の内容を継承し、体系の変更は無しとして整理しております。住居系用地、商業業務系用地、産業系用地、土地利用検討用地、農地、森林・山地に分類し土地利用の方針としております。高台移転等が完了した住居系用地については、復興事業後の利便性向上等の

内容にシフトした記載としております。

続いて 22 ページになります。22 ページ 5-2-1 道路・交通施設の整備の方針です。こちらについては、現計画の策定後に三陸沿岸道路等の幹線道路が完成しております。また、生活道路・鉄道の復旧や、バスルート・ダイヤの改正により利便性が向上しているといった背景がございます。これによりまして、今回の改訂では中心的生活圏の一体性を向上する旨の記載を前回に続いて維持しております。また、持続可能な交通網の形成や道路網の維持管理などの視点を継承して構成しております。

続いて 24 ページです。5-2-2 公園・緑地の整備の方針でございます。現計画では、復興事業における街区公園の整備についての記載が中心となっております。計画策定後にこれらの公園については、着実な整備が実現したところであります。これによりまして、増えた公園の維持管理や有効活用に関する内容にシフトしております。資料の図を見ていただくとわかると思われそうですが、項目の中で公園等の公共空間の利活用の促進という項目については、統合した書き方しております。また、5-3-3として、以前は豊かな自然環境の継承、また地域固有の環境資源の保全と活用という項目がございましたけれども、それらを合わせまして豊かな緑地等の保全として、掲載を維持すると共に公園緑地の整備の方針に合わせた内容と変更しております。

その他、資料の方では省略しておりますが、26 ページでは、その他の都市施設の整備の方針、29 ページでは防災施設等整備の方針について、掲載しております。

続いて 31 ページにまいります。5-3-2 景観形成の方針でございます。こちら現行計画では、復興事業における留意点を記載しております。計画策定後に景観づくりの方向性をより具体的に記述した景観形成ガイドラインを策定しました。これを受けて今回の改訂では、復興事業に関連する内容を削除、修正しております。新たに策定された景観形成ガイドラインの基本方針に沿った内容へと再構成をしております。

33 ページにまいります。5-3-3 住宅・住環境形成の方針でございます。現行の計画では復興事業による自然環境への影響をできるだけ小さくすることを大きなテーマといたしまして自然環境保全の方針という項目を掲げております。現行計画策定後に復興事業が概ね完了し、自然環境への影響に関する心配が小さくなる一方で、新たに整備された住宅地の利便性等の新しいテーマが生まれている状況にあります。これを受けまして自然環境の保全に代えて、新たに住宅・住環境形成の方針を作成しました。

続いて 36 ページにまいります。36 ページからは地域別構想としまして、都市計画区域内を8つの地域に分けまして、各地域のまちづくりの方針を定めております。こちらについては、(1) 地域の概要としまして、東日本大震災からの復興状況を踏まえた記載に変更しております。(2) 地域の将来像では、地域の目指す方向性となるものでありますので、基本的にこちらは現行計画を踏襲した内容となっております。(3) 主要な取組の考え方です。こちらは現行計画では項目を多項目にわたってこの部分を書いておりましたけれども、大規模な復興事業の完了に伴い、まちづくりの方針として1項目

に集約した書き方としております。

このほか、46ページからは実現化の方策といたしまして、推進体制や計画の進行管理などについて、現行計画から掲載を維持しております。

以上が概要となります。

繰り返しとなりますが、今回の改訂では復興計画と同時期に策定しました現行計画を時点修正した意味合いが大きい改訂となっております。

以上で説明を終了いたします。宜しくお願いします。

■岩間会長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、何か意見ご質問ということなんですけれども、ボリュームがたくさんありすぎてですね、なかなか大変だと思うんですけれども。

この議案の説明に関して、委員の皆さまから何かご質問とかご意見はございますか。

■菊池良一委員

私は町方地区にいるものですから、町方の状況を見るとですね、なかなか住宅が建ててこない。このへんが将来の課題といたしますか、住んでいる人が外れの方に住宅を建てているので、そこへのインフラの整備とか交通の便とかを考えていかなきゃいけないとは思いますが、もう少し町の中心部をにぎやかにするような計画を立ててもらえるといいなと思っているのですが。

■事務局（復興推進課 中野課長）

大槌町復興推進課の中野です。宜しくお願いします。

都市計画マスタープラン素案の方の37ページを見ていただきたいのですが、どうしても宅地に住居を立てるといような施策というのは打って出にくいところではあるのですが、おしゃっち等の拠点施設や地域の骨格道路である県道大槌小国線や町道大ヶ口線を中心に商業業務系や産業系の土地利用を促進します、というくだりがあるのですが、こういったことで幹線道路やおしゃっち周辺を中心に事業の取組を進めていきたいと考えております。住居系でとなるとなかなか難しいところがあるものですから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

■岩間会長

このような状況においては、民間の建設活動は下がってくると思うので、期待できるのは準公共的な施設を配置することが町の賑わいにつながるのではないかと考えるのですが、例えば銀行のような公益的施設の誘導はできないでしょうか。そういった準公共的な都市施設が配置されれば、それに伴って住宅の建築や民間の建設も行われて、賑わ

いができるのではないかと思うのですが。

■事務局（復興推進課 中野課長）

はい、ありがとうございます。

民間施設の建設という点では、土地区画整理事業地内に準工業地域の用途はないので大規模な建設が出来ないことから、大町地区の集約まちづくり施設、マストの湯さんが建設を行っているところや、新町のほうには津波復興拠点整備事業を活用して産業団地を整備し、商業系の事業者が配置できるように準工業地域の用途を貼っています。

■菊池忠彦委員

今日の新聞報道にもありましたけれども、防災面ですが、千島海溝沖の津波被害について、北海道で住民説明会が行われているようでして、大槌町でも説明会が行われるようでございます。そういったことを考えると、変更する部分が発生することが考えられると思いますが、今後の動きというのはどのようになるのでしょうか。

■事務局（復興推進課 中野課長）

はい、ありがとうございます。

このマスタープランについては、策定時から20年後を目標年次としていることから、今回の改訂も時点修正ということで行っておりますが、情勢が変わり次第、適宜修正を行っていきたいと考えております。

■高橋委員

2点教えてください。

1点目が、5-2-2で公園が増えたという記載がありますけれども、いくらからいくら増えたのか、それはなぜ増えたのかを教えてください。

あとは、素案の32ページにある、我々が所管している大槌川水門、小槌川水門の間にある鎮魂の森の記述があります。このスケジュール感を教えていただければと思います。

■事務局（復興推進課 中野課長）

はい、ありがとうございます。

手元に公園の詳細な資料がありませんので、数字的なものを答えることができないのですが、基本的には区画整理地内の街区公園が増えたことによる増加ということでございます。既存の公園はそのままとなっているため増加となっています。

あと、鎮魂の森についてですが、現段階では何年度に整備するとお伝えできる状況には至っておりません。まだ、その前段の内容を精査している最中ということになっております。また、その精査が終わった後で、地域の方々とのワークショップ等を開きなが

ら計画を詰めて、そのうえで基本設計、詳細設計、施工ということになります。

■高橋委員

公園については、人口当たりの面積が決まっていると思うのですが、その面積自体はどのようになっているのでしょうか。

■事務局（復興推進課 中野課長）

1人あたり10㎡という基準があるのですが、被災していない公園の面積はそのまま、区画整理地内の人口を考慮し公園整備を行っているので、その分だけ公園の数が増えているということになります。

■岩間会長

はい、ありがとうございます。

その他意見ございませんか。

特に意見無いようなので、採決に移りたいと思います。

議案第1号を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

異議なしということですので、原案のとおり承認いたします。

それでは、議案第2号大槌都市計画下水道の変更について、に移ります。

事務局から説明をお願いします。

■事務局（上下水道課工務班 中村班長）

大槌町上下水道課の中村といいます。議案第2号大槌都市計画下水道の変更について、ご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

1 都市計画での下水道の位置付けについて説明いたします。

下水道は都市計画に定めるべき都市施設の一つであり、都市施設として処理場、管きよ等の種類、名称、位置、区域及び排水区域を定めることとされています。

2 都市計画下水道の変更の経緯について説明いたします。

大槌町では、平成4年度に下水道全体計画を策定、同年12月21日に都市計画決定を行い、平成5年度より下水道整備を進めてきました。平成23年の東日本大震災では中心市街地に甚大な被害が発生し、都市計画を根幹から見直す必要が生じました。このため、

平成 27 年には復興計画に基づく都市計画の用途地域変更に併せ、大槌都市計画下水道の排水区域の拡大を行っております。今回の変更につきましては、現在の都市計画用途地域を踏まえ、大槌都市計画下水道の排水区域を変更するものになっております。

なお、補足になりますが、平成 27 年の排水区域の変更では、復興まちづくり事業として新たに造成しました防集団地等の区域拡大のみを行っておりますが、今回の変更では、平成 27 年の都市計画用途地域の変更の際に除外となった区域のうち、小槌川右岸の小枕・伸松地区を排水区域から除外するものとなります。

3 番ですが、今回の変更内容についてになります。

既決定排水面積は約 393 ヘクタールですが、今回の変更によりまして小枕伸松地区を外しまして変更決定排水区域面積は、約 383 ヘクタールとなり約 10 ヘクタールの削減となります。

続きまして、参考図面になります。

ご覧になっていただいている図面は、現在の大槌町都市計画総括図になっております。次のページですが、先ほどの都市計画総括図に下水道の計画を重ね合わせたものがご覧の図面になります。今回変更する区域は、黄色に着色した小枕・伸松地区の約 10 ヘクタールとなります。

続きまして参考図面の 3 になります。こちらは、小枕地区周辺の拡大図になります。

最後になりますが、下水道変更のスケジュールになります。スケジュールにつきましては、広報により縦覧のお知らせを、12 月 15 日より町ホームページに掲載しております。変更案の縦覧と意見書の受付を 1 月 7 日から 1 月 21 日まで行い、本日の都市計画審議会の開催となっております。なお、意見については、特にありませんでした。

今後は、県知事対して協議の申し出を行い、都市計画下水道の変更を行いたと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

■岩間会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局より下水道の変更について、説明いただきましたが、委員の皆様からご意見やご質問はありませんか。

■佐々木慶一委員

今の説明に対して、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、法的な条件を満たさないから除外されたのか、技術的に難しいから除外されたのか、あるいは住民規模が小さいから対象にならないとか、どういう理由なのかがよくわからないので詳しく教えてください。

■事務局（復興推進課 中野課長）

小枕伸松地区については、住居系のものについては全て防集事業で整備を行って、浄化槽でもって水洗化を行っております。また、7ページの黄色で囲まれた区域については災害危険区域にも指定しておりますし、住居系の用途ではありません。また、下水道を整備して汚水を町方地区の方に持ってくるためには、ポンプを何箇所も設置する必要があり、技術的にも難しいことから浄化槽での対応とさせていただきました。この内容については、住民説明会を行ってご理解をいただいているものとなります。

■佐々木慶一委員

確認となりますが、ここにお住まいの方は全員浄化槽が設置されているということでしょうか。

■事務局（復興推進課 中野課長）

小枕地区の防集の方は、全員浄化槽が整備されています。

■岩間会長

その他意見ございませんか。

特に意見無いようなので、採決に移りたいと思います。

議案第2号を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

異議なしということですので、原案のとおり承認いたします。

それでは、次第8の「その他」に移りたいと思いますが、委員の皆さまから何か、その他で何でもよろしいですので、何かございませんでしょうか。

事務局の方は何か。

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

私の方から、次回の都市計画審議会についてお知らせいたします。現時点で今年度の審議会の開催予定はございません。ですので、次回は来年度となります。来年、令和4年の1月頃の開催を予定しております。審議案件につきましては現在調整中ですので、委員の皆様には詳細が決まり次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

改めまして、委員の皆様から何かありませんか。

それでは閉会に移ります。

以上を持ちまして、令和2年度第1回大槌町都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後2時55分 終了)